

全国木材組合連合会 × 国（農林水産省）

『木材利用拡大に向けた建築物木材利用促進協定』



全国木材組合連合会は、

- ①木材の安定供給体制を構築するため、木材産業の安定経営化、効率的な加工・流通体制の確立等を進めるための制度の普及、労働安全対策等の情報提供・共有等に取り組む。
- ②都市部に加え地方における低層非住宅・中層建築物の木造化・木質化を推進するために必要となるJAS構造材等の木材製品の効率的な供給体制の構築や普及拡大に取り組む。
- ③木材利用の意義等に関する普及活動を推進するとともに、設計・施工事業者等に対する木材供給に関する情報発信を行う。

等を内容とする協定を、農林水産省と締結。

協定締結日：令和7年4月30日

(初回締結日：令和4年3月9日)

有効期間：協定締結日～令和12年3月末

対象区域：全国